

第 100 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

.....

日 時 平成28年6月28日（火曜日）
午前10時（午前9時15分受付開始予定）

場 所 東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム
（中央会館）ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件

目 次

第100回定時株主総会招集ご通知	… 1
株主総会参考書類	… 5
事業報告	… 10
連結計算書類	… 33
計算書類	… 36
監査報告書	… 38

株主総会にご出席願えない場合は同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
詳しくは2ページから4ページをご参照下さい。

(証券コード9633)
平成28年6月10日

株 主 各 位

(本店所在地) 東京都中央区銀座一丁目16番1号
(本社事務所) 東京都新宿区一丁目1番8号
東京テアトル株式会社
代表取締役社長 太 田 和 宏

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使いただくことができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。書面により議決権を行使いただく場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送下さい。また、インターネットにより議決権を行使いただく場合は、3ページから4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内①及び②」をご参照下さい。

敬 具

記

-
- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
(午前9時15分受付開始予定) |
|--------|---|
-
- | | |
|--------|---|
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座プロッサム（中央会館）ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。) |
|--------|---|
-
- | | |
|---------|---|
| 3. 目的事項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件（5ページ） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（5ページ） |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件（6ページから9ページ） |
-

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の4つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（午前9時15分受付開始予定）

場 所 東京都中央区銀座二丁目15番6号 銀座ブロッサム（中央会館）ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

2. 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送下さい。ご記入方法等は3ページに記載の「書面による議決権行使のご案内」をご参照下さい。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

3. インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使いただく場合には、3ページから4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内①及び②」をご参照下さいますようお願い申し上げます。

行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時までとなります。

4. 代理人による議決権行使のご案内

本総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する当社株主様1名を代理人とし、本総会にご出席いただくことが可能です。ただし、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただく必要がございますのでご了承下さい。

◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.theatres.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<http://www.theatres.co.jp/>）に掲載いたします。



書面による議決権行使のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。

第1・2号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合
→ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、株主総会参考書類の候補者番号をご記入下さい。

議決権行使書		株主番号 0000000000	議決権行使回数 000000000000																
東京テアトル株式会社 敬告 当社は、平成24年4月25日開催の株主総会（以下「当該株主総会」と称す。開会決議は本紙を付）における各議案につき、本紙（賛否を○印で表す）のとりまき欄を行使します。 平成24年 月 日																			
各議案につき賛否の表示をされた場合は、賛否の表示がなかったものとして取り扱われます。	<table border="1"> <tr> <th>賛</th> <th>否</th> <th>賛</th> <th>否</th> <th>賛</th> <th>否</th> <th>賛</th> <th>否</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	○	○	○	○	○	○	○	○	お願い 1. 株主総会にご出席しない場合は、この議決権行使書に賛否をご記入ください。 平成24年4月25日17時以降に郵送するようご記入下さい。 2. 前記各議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に当議の当該候補者の番号をご記入下さい。 3. 賛否の表示は、当社のホームページにより、はっきりと行えるようご記入下さい。 4. 議決権をインターネットで行使する場合は、下記右欄のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、平成24年4月25日午後5時までにダウンロード下さい。この場合、議決権行使票を送る必要はありません。 議決権行使ウェブサイト 議決権行使コード 00000000000000000000 パスワード 00000000 東京テアトル株式会社	
賛	否	賛	否	賛	否	賛	否												
○	○	○	○	○	○	○	○												
株主総会に提出の際は、この用紙の右半を切り離すにそのまゝ郵送受付にご提出下さい。																			

インターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。



インターネットによる議決権行使のご案内①

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使サイトURL

<http://www.web54.net>

1 ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」をクリックのうえ、起動画面よりお読みください。
[インターネットによる議決権行使について](#)
- 上記起動画面をご下事された場合は、【次へすすむ】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

<その他のご案内>

- 当サイトに追加電子配票のためのメールアドレス登録を希望される方は、[こちら](#)をクリックしてください。
- 当サイトに追加電子メールアドレスを持っている銘柄に所有権を、既に登録していないメールアドレスなどの変更・解約を希望される方は、[こちら](#)をクリックしてください。
- 住所変更や東元利権株式の買収議決などの用途の送付に登録[こちら](#)をご利用ください。

本サイトのご利用に際しては、Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
およびAdobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0.5以降または、Adobe® Reader® Ver. 4.0以降を使用し、
MS-Wordなどのワープロソフトでの表示を推奨いたします。
なお、画面表示が正常にでず、ご利用、投票結果がWebブラウザの表示によつては、ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合があります。

👉 「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載してあります。
【パスワード】により認証。通知は受領されている株主様の場合は、
【パスワード】に「株主総会」を付して入力してください。

議決権行使コード:

👉 「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力。【次へ】ボタンをクリックしてください。
- パスワードとパスワードを使用される場合は、右の「パスワード」をクリックしてください。
【パスワード】に「株主総会」を付して入力してください。

パスワード: [パスワードを忘れた](#)

👉 「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

以降は画面の指示に従って賛否をご入力下さい。



インターネットによる議決権行使のご案内②

(1) 議決権行使のお取扱い

①インターネットによる議決権行使は、パソコンにより当社が指定する議決権行使ウェブサイト（下記URL）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承下さい。

<http://www.web54.net>

②議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

③インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

④インターネットと議決権行使書の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

⑤インターネットによる議決権行使期限は、平成28年6月27日(月曜日)午後5時までとなります。

⑥議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等は、株主様のご負担となります。

(2) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。

③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(3) パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について

①議決権行使ウェブサイトにおける議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明の場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様はお取引の証券会社にお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況や将来の事業展開に備えた内部留保を勘案しつつ、配当や自己株式取得などを総合的に検討の上、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元に努めることを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、事業の育成に一定の内部留保が必要なことから、前期と同じく1株につき1円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額 78,935,708円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営の合理化を図るため、平成28年2月より、本社機能を東京都中央区から東京都新宿区に移転しております。つきましては、本店業務の実態に合わせ、定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都新宿区に置く。

第3号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	おお た かず ひろ 太 田 和 宏 昭和39年5月2日生	平成元年4月 当社入社 平成16年6月 当社営業企画部長兼広報室長 平成18年6月 当社取締役営業企画部長兼広報室長就任 平成19年3月 当社取締役映像事業本部長就任 平成20年6月 当社取締役執行役員映像事業本部長就任 平成22年6月 当社取締役執行役員経営企画室担当就任 平成23年5月 当社取締役執行役員営業本部長就任 平成23年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長就任 平成24年6月 当社取締役専務執行役員事業企画室長兼飲食事業部長兼不動産販売事業部長就任 平成25年5月 当社代表取締役社長兼飲食事業部長就任 平成25年6月 当社代表取締役社長就任現在に至る	46,000株
〔取締役候補者とした理由〕 太田和宏氏は平成25年5月以来代表取締役社長を務めており、不採算事業からの撤退や新規事業の開発を含む経営の陣頭指揮を執り、収益性の向上や有利子負債の圧縮などを達成し、持続的な企業価値向上に貢献していると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
2 再任	たか くわ ひで あき 高 鋤 英 昭 昭和33年7月9日生	昭和57年4月 東邦生命保険相互会社（現、ジブラルタ生命保険株式会社）入社 平成14年8月 当社入社 平成16年6月 当社事業開発部長 平成19年6月 当社執行役員アセットマネジメント事業部長兼プロパティマネジメント事業部長就任 平成21年6月 当社執行役員不動産事業副本部長就任 平成22年6月 当社取締役執行役員不動産事業部長就任 平成23年6月 当社取締役常務執行役員不動産事業部長就任 平成24年6月 当社取締役常務執行役員不動産賃貸事業部長就任現在に至る	48,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 高鋤英昭氏はこれまで不動産賃貸関連事業部門を統括し、自社不動産の価値向上や新規収益不動産の取得を推進するなど、豊富な経験と実績を有しており、今後も事業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3 再任	まつ おか たけし 松 岡 毅 昭和38年3月28日生	昭和60年4月 株式会社サントリーレストランシステム（現、株式会社ダイナック）入社 平成2年7月 当社入社 平成22年6月 当社財務経理部長 平成26年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務経理部長就任 平成27年7月 当社取締役執行役員管理本部長就任現在に至る	23,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 松岡毅氏は管理本部長として財務経理部門、総務部門、人事部門、リスクマネジメント等を担当し、事業構造改革や風土改革に十分貢献してきたことを踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	ちば ひさし 千葉 久 司 昭和39年5月21日生	昭和63年4月 株式会社西洋環境開発入社 平成14年4月 野村不動産アーバンネット株式会社入社 平成18年2月 当社入社 平成22年6月 当社リニューアルマンション部長 平成23年6月 当社執行役員リニューアルマンション部長就任 平成24年4月 当社執行役員販売統括部長就任 平成25年10月 当社執行役員不動産販売事業部長兼販売推進部長就任 平成26年4月 当社執行役員不動産販売事業部長就任現在に至る	9,000株
〔取締役候補者とした理由〕 千葉久司氏は新規事業として立ち上げた中古マンション等の再生販売事業の中心スタッフとして事業拡大を推進し、現在では基幹事業の一端を担う事業へと成長させた実績を踏まえ、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。			
5 新任 社外	いの やま たけ ひさ 猪 山 雄 央 昭和50年10月16日生	平成19年12月 第二東京弁護士会登録、下山法律事務所（現、弁護士法人下山法律事務所）入所 平成24年2月 弁護士法人下山法律事務所社員就任現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人下山法律事務所社員	1,000株
〔社外取締役候補者とした理由〕 猪山雄央氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に携わり、弁護士としての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法的対応や安全管理体制及び業務審査などについて、適切な監視と助言をいただいていたことを踏まえ、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 社外取締役候補者に関する事項

①猪山雄央氏は、社外取締役候補者であります。

②独立性に係る事項

猪山雄央氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。なお、同氏は弁護士法人下山法律事務所の社員であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料及び報酬額は多額の金銭には該当いたしません。同氏及び同法律事務所と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。

③責任限定契約の概要

猪山雄央氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

2. その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 「所有する当社の株式数」については、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

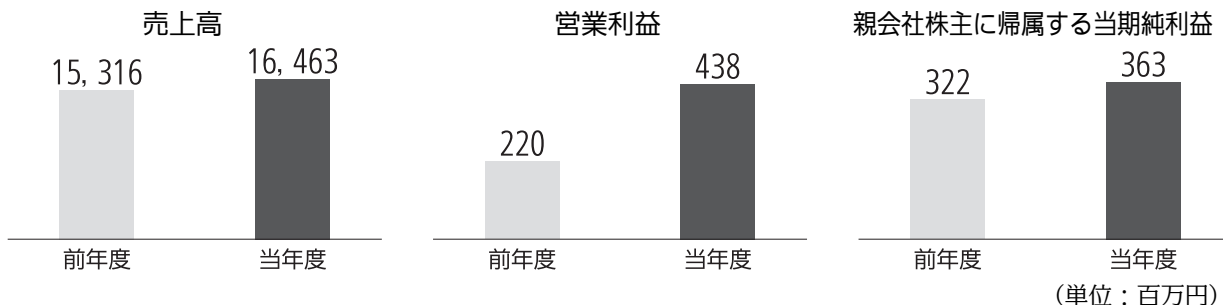
当連結会計年度（以下「当年度」といいます。）におけるわが国の経済は、雇用環境及び企業収益の改善など景気は緩やかな回復基調にありましたが、中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れや個人消費の持ち直しに足踏みが見られる等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のもと、当年度の連結業績は、不動産販売事業が大幅な増収となったことなどから、売上高は16,463百万円（前年度比7.5%増）、営業利益は438百万円（前年度比98.7%増）、経常利益は502百万円（前年度比50.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は363百万円（前年度比12.7%増）となりました。

■連結経営成績

(百万円)

	前年度	当年度	増減
売上高	15,316	16,463	+1,146
営業利益	220	438	+218
経常利益	334	502	+168
親会社株主に帰属する当期純利益	322	363	+41



映像関連事業

(映画興行事業)

『恋人たち』『心が叫びたがってるんだ。』『同級生』等が好成績を収め前年度並みの売上高となりました。

当年度末の映画館数及びスクリーン数は、9館23スクリーンです。

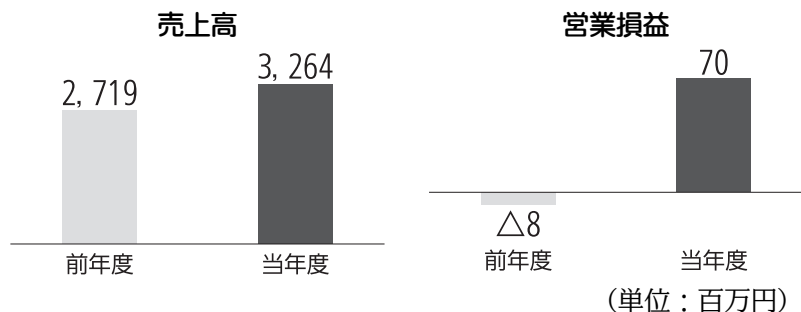
(映画配給事業)

シリーズ27作目となる『それいけ！アンパンマン ミージャと魔法のランプ』が当社配給後、シリーズ史上最高の興行収入を記録したほか、『百日紅～Miss HOKUSAI～』『映画かいけつゾロリ うちゅうの勇者たち』等が好成績を収めました。加えて当年度より開始いたしました製作事業で2作品の制作受託売上がありましたので前年度比で大幅な増収となりました。

(ソリューション事業)

積極的な企画提案により、既存クライアントからの受注が増加するとともに新規顧客の開拓に成果が上がったことから前年度比で大幅な増収となりました。

以上の結果、映像関連事業の売上高は3,264百万円（前年度比20.1%増）となり、営業利益は70百万円（前年度は営業損失8百万円）となりました。



飲食関連事業

(飲食事業)

平成27年7月8日に開店した「串鳥」千歳駅前店の売上加算されたことに加えて、「串鳥」の既存店が好調に推移したことから前年度比で増収となりました。

当年度末における飲食店及び惣菜・洋菓子店の店舗数は下表のとおりです。

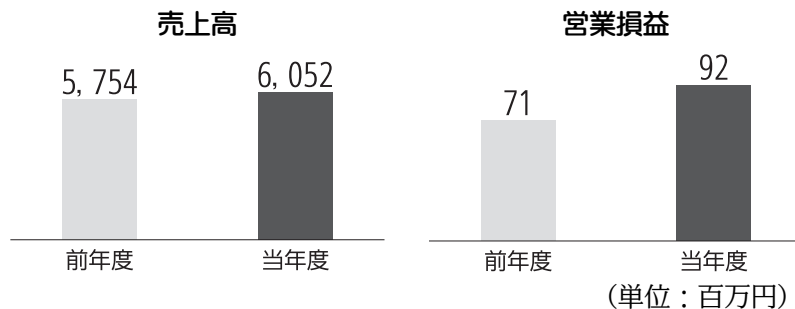
なお、平成27年9月29日に洋菓子店「パティスリー 西洋銀座」日本橋三越本店を閉店いたしました。

■飲食店及び惣菜・洋菓子店の店舗数（平成28年3月31日現在）

	前年度末	当年度末	増 減
焼鳥専門店チェーン「串鳥」	35	36	+1
串焼専門店「串鳥番外地」他	3	3	0
都内ダイニング&バー	6	6	0
飲食店 合計	44	45	+1
惣菜・洋菓子店 合計	4	3	△1

※当社は、平成28年5月1日に飲食店「忍庭」、「九楽々」青山店、「海鮮問屋 惣八」、「九楽々」八丁堀店、「KURARA 神田」の5店舗を他社より譲り受けました。

以上の結果、飲食関連事業の売上高は6,052百万円（前年度比5.2%増）となり、営業利益は92百万円（前年度比29.3%増）となりました。



不動産関連事業

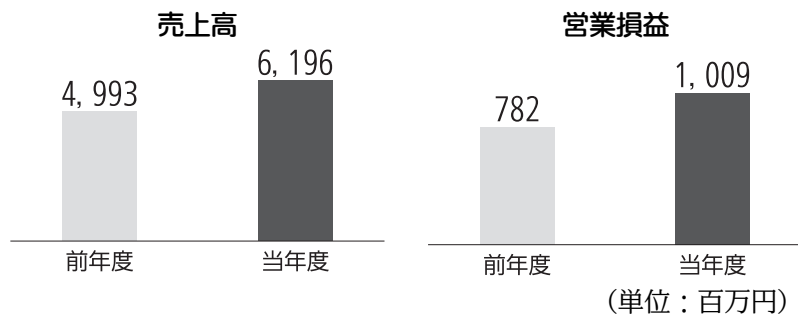
（不動産賃貸事業）

賃貸不動産は引き続き高い稼働率を維持しているものの、賃貸商業施設運営事業を終了したことや不動産管理事業から撤退したことなどから前年度比で減収となりました。

（不動産販売事業）

中古マンション等の再生販売の売上が大幅に伸長したこと、中古マンションの取得からリノベーションまでをお手伝いするサービス「リノまま」の契約件数が伸びたこと、さらにビルの改修工事を受注したことなどから前年度比で大幅な増収となりました。

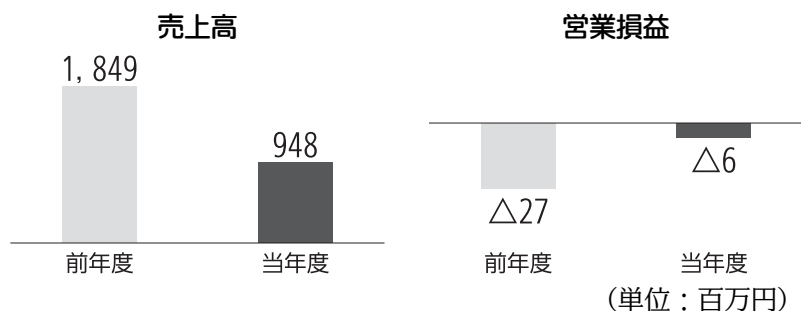
以上の結果、不動産関連事業の売上高は6,196百万円（前年度比24.1%増）となり、営業利益は1,009百万円（前年度比29.1%増）となりました。



そ の 他 事 業

レジャーホテル事業は平成28年1月10日をもって撤退いたしました。サービス事業は競合が激化したことから、株式会社メディアボックスは実質的に営業活動を終了したことから、それぞれ前年度比で大幅な減収となりました。

以上の結果、その他事業の売上高は948百万円（前年度比48.7%減）となりましたが、サービス事業において経費が減少したため営業損失は6百万円（前年度は営業損失27百万円）に縮小いたしました。



- (注) 1. 当年度より、組織再編に伴う事業管理区分の変更に伴い、従来「映像関連事業」に含まれておりました株式会社メディアボックスを「その他事業」に移管しております。前年度の数値は変更後の区分方法に基づき作成した数値となっております。
2. 当社は「その他事業」に区分されていた有限会社ディーワンエンタープライズの全株式を、平成27年9月1日をもって売却したことにより、同社を当社グループから除外いたしました。さらに同区分の有限会社アイザックが運営していたレジャーホテルが平成28年1月10日をもって営業を終了し、当社グループはレジャーホテル事業から撤退いたしました。
3. 従来は、映画製作委員会等への出資に係る収益及び対応する費用を、相殺した上で営業外損益に計上しておりましたが、当年度より売上高及び売上原価に計上する方法に変更しております。前年度の数値は遡及修正後の数値となっております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営方針「創造と革新」（平成27年度～平成29年度）に基づき、顧客との関係性を深め、顧客の特性や潜在的なニーズを捉えた質の良い商品やサービスを提供するべく事業活動に取り組んでおります。

初年度となる平成27年度は、事業拡大を目指していた映画配給事業・ソリューション事業・不動産販売事業など、固定資産をほとんど所有せず人財を基本とする事業（「ヒューマンリソース型事業」といいます。）が大きく成長いたしました。このヒューマンリソース型事業は、拡大に当たって多額の設備投資資金を要せず、立地が固定されないなど事業環境変化への対応力も備えていることから、今後は特にこの事業領域を当社グループの成長事業領域と位置付け、さらなる成長と収益性の向上を目指すことで、当社グループの成長と安定収益基盤の獲得に繋げてまいります。

主要事業の政策は以下のとおりです。

映 像 関 連 事 業

(映画興行事業)

- ・映画興行事業は、文化度の高い非メジャー系作品の上映を中心とする都市型映画館として、地域密着の番組編成を行うとともに、運営・施設両面での劇場価値の維持・向上を目指します。
- ・劇場の運営受託及び新規出館については、大都市圏を中心に機会があれば検討を進めます。

(映画配給事業)

- ・映画配給事業は、全国興行収入5億円レベルの作品を年間2～3本手掛けられる配給力の獲得を目指し、宣伝機能の整備や作品へ出資することにより大型作品獲得への取組みを推進します。
- ・また当年度に開始した劇場用映画作品やTVドラマの制作受託をさらに推進し、新たな収益を確保するとともに、劇場用映画作品の企画・製作を目指します。

(ソリューション事業)

- ・ソリューション事業は、シネアド（映画館CM）等の媒体企画力を強化することにより他社との差別化を図り、定期的な広告収入が獲得できる業務の受注増加を目指します。

飲 食 関 連 事 業

(飲食事業)

- ・都内ダイニング&バーは、平成28年5月1日に他社より譲り受けた5店舗を今後の店舗展開に活用し、地中海バル「マルマーレ」の展開や新業態の開発を進めます。
- ・焼鳥専門店チェーン「串鳥」は、引き続き年2～3店舗のペースで出店を進めるとともに、老朽化

する既存店のリニューアルにより収益力の維持・向上を図ります。また新業態の開発を推進します。

- ・惣菜・洋菓子の販売事業は、惣菜に特化した製販体制が整備されたため、店舗外販売の拡大による事業拡大を目指します。

不動産関連事業

(不動産賃貸事業)

- ・自社所有不動産の価値の維持・向上に努め、引き続き安定収益を確保します。

(不動産販売事業)

- ・事業開始以来最高の仕入・販売件数を当年度に達成した中古マンション等の再生販売事業は、引き続き体制の拡充を進めながら資金枠を増加させることで仕入営業を強化し、業界における中堅企業としての地位確立を目指します。
- ・「中古マンション取得」と「リノベーション」を合わせた“想いのままの住まいづくりをお手伝いする”サービス「リノまま」は、新たに開設したショールーム「御苑リノベーションライブラリー」の魅力を訴求するとともに、さらにショールームを開設し集客力の向上を図ります。
- ・マンション等のリフォーム事業は、体制の拡充、提携施工会社の拡大、施工内容の標準化を進めることで、施工件数の増大に対応するとともに、施工期間の短縮と施工業務の品質向上を図り、中古マンション等の再生販売事業や「リノまま」の拡大を支えます。

以上の取組みによって、平成28年度の連結業績におきましては売上高17,000百万円（前年度比3.3%増）を見込みますが、不動産販売事業の利益率の確保に不透明さが増していること、所有賃貸不動産の修繕などの費用を織り込むことから、営業利益250百万円（前年度比43.0%減）、経常利益300百万円（前年度比40.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益150百万円（前年度比58.8%減）となる見込みでございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当年度における設備投資額は1,690百万円で、その主なものは、オフィスビル取得にかかわる1,418百万円であります。その他は、通常の維持、修繕等に充てております。

(4) 資金調達の状況

当年度におきましては、経常的な運転資金等の調達以外は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 97 期 (平成24. 4. 1～ 平成25. 3. 31)	第 98 期 (平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31)	第 99 期 (平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31)	第100期 (当年度) (平成27. 4. 1～ 平成28. 3. 31)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	18, 822, 545	15, 650, 506	15, 316, 892	16, 463, 136
経 常 利 益 (△は損失)	△492, 841	△330, 639	334, 128	502, 970
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当期純利益 (△は純損失)	△617, 320	834, 571	322, 905	363, 949
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△は純損失)	△7円82銭	10円57銭	4円09銭	4円61銭
純 資 産	12, 567, 355	13, 430, 848	13, 917, 482	13, 904, 439
総 資 産	33, 501, 738	24, 579, 757	24, 079, 571	24, 250, 335

- (注) 1. 第98期の純資産の増加及び総資産の減少は、主に銀座テアトルビルの売却によるものであります。
2. 従来は、映画製作委員会等への出資に係る収益及び対応する費用を、相殺した上で営業外損益に計上しておりましたが、当年度より売上高及び売上原価に計上する方法に変更しております。このため、第99期については遡及修正後の数値を記載しております。
3. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
札 幌 開 発 株 式 会 社	200, 000	100. 0	飲食店の経営
東京テアトルモデリング株式会社	20, 000	100. 0	マンション等のリフォーム
テ ア ト ル 債 権 回 収 株 式 会 社	700, 000	100. 0	特定金銭債権の管理・回収
テアトルエンタープライズ株式会社	40, 000	100. 0	オフィスの賃貸

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社を含む計6社であります。
2. 株式会社メディアボックスは実質的に営業活動を終了したため、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 重要な企業再編等の状況

- ① 平成27年9月1日付で、当社は連結子会社有限会社ディーワンエンタープライズの全株式を売却いたしました。
- ② 平成28年2月10日付で、当社はマンション管理事業を株式会社東京建物アメニティサポートに承継させる吸収分割を行いました。

(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	主 な 事 業 内 容	会 社 名
映 像 関 連 事 業	(映画興行事業) ・映画の興行 (映画配給事業) ・映画の配給 (ソリューション事業) ・総合広告サービス ・イベント企画	当 社
飲 食 関 連 事 業	(飲食事業) ・飲食店の経営 ・惣菜・洋菓子の販売	当 社 札幌開発㈱
不 動 産 関 連 事 業	(不動産賃貸事業) ・不動産の賃貸 (不動産販売事業) ・中古マンション等の再生販売 ・マンション等のリフォーム	当 社 テアトルエンタープライズ㈱ 東京テアトルリモデリング㈱
そ の 他 事 業	(サービサー事業) ・特定金銭債権の管理・回収	テアトル債権回収㈱ (有)アイザック (株)メディアボックス

(9) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

主 要 な 会 社 名	主要な営業所、施設等
当社 （本社：東京都新宿区）	【映像関連事業】 映画館 9 館23スクリーン（東京都新宿区他） 「京橋テアトル試写室」（東京都中央区） 【飲食関連事業】 ダイニング&バー 6 店舗（東京都新宿区他） 惣菜・洋菓子店 3 店舗（東京都千代田区他） 【不動産関連事業】 「新宿テアトルビル」他 3 物件（東京都新宿区他）
札幌開発株式会社 （本社：北海道札幌市）	「串鳥」36店舗（北海道札幌市他） 「串鳥番外地」他 3 店舗（北海道札幌市） 製造工場 3 棟（北海道札幌市）
テアトル債権回収株式会社 （本社：東京都中央区）	支店 1 か所（愛知県名古屋市）
東京テアトルリモデリング株式会社 （本社：東京都新宿区）	支社 1 か所（東京都港区）
テアトルエンタープライズ株式会社 （本社：東京都港区）	「赤坂オフィスハイツ」（東京都港区）

(10) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

	従 業 員 数	前年度末比増減
映像関連事業	55名	14名減
飲食関連事業	279名	9名減
不動産関連事業	68名	17名減
その他事業	33名	6名減
全社（共通）	28名	4名減
合計	463名	50名減

- (注) 1. 上記従業員数のほかにパートタイマー394名（1日8時間換算）を雇用しております。
2. 従業員数が前年度末に比べ50名減少しておりますが、これは不動産関連事業においてマンション管理事業を株式会社東京建物アメニティサポートに承継させる吸収分割を行ったことや、前年度には映像関連事業に区分されていた株式会社メディアボックスが当年度よりその他事業に区分変更した上で、営業活動を終了したこと等によるものであります。

(11) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	1,560,000
三井住友信託銀行株式会社	740,000
株式会社りそな銀行	404,000

（注）シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行により組成されております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 200, 000, 000株
- ② 発行済株式総数 80, 130, 000株（自己株式1, 194, 292株を含む。）
- ③ 株主数 20, 024名（前期末比1, 607名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
三井住友信託銀行株式会社	3, 896	4. 93
株式会社竹中工務店	2, 500	3. 16
サッポロビール株式会社	1, 700	2. 15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1, 654	2. 09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1, 450	1. 83
株式会社セゾンファンデックス	1, 100	1. 39
株式会社エルピー企画	1, 090	1. 38
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1, 061	1. 34
日活株式会社	1, 000	1. 26
株式会社パルコ	907	1. 14

- （注） 1. 当社は自己株式1, 194千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	太 田 和 宏	
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	高 嶺 英 昭	不動産賃貸事業部長
取 締 役 員 執 行 役 員	坂 一 郎	不動産管理事業部長 テアトルエンタープライズ株式会社代表取締役社長 有限会社アイザック代表取締役社長
取 締 役 員 執 行 役 員	松 岡 毅	管理本部長
取 締 役	石 川 道 夫	弁護士法人下山法律事務所代表社員
常 勤 監 査 役	宮 下 芳 朗	
監 査 役	桐 原 典 秀	
監 査 役	国 広 伸 夫	
監 査 役	馬 場 清	社会保険労務士馬場清事務所代表

- (注) 1. 取締役石川道夫氏は社外取締役であり、当社は石川道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、次の各氏が任期満了により退任いたしました。
- 常勤監査役 中村正仁
監査役 鷺谷正弘、植村茂夫
3. 平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において、次の各氏が新たに監査役に選任され、同日付で就任いたしました。
- 監査役 宮下芳朗、国広伸夫、馬場清
4. 平成27年6月26日開催の監査役会において、宮下芳朗氏が新たに常勤監査役に選定され、同日付で就任いたしました。
5. 平成27年7月1日付で取締役執行役員松岡毅氏は、財務経理部長の任を解かれました。
6. 監査役桐原典秀、監査役国広伸夫、監査役馬場清の3氏は、社外監査役であり、当社は桐原典秀、国広伸夫、馬場清の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	宇 田 川 正 利	総務部長兼人事部長
執 行 役 員	鳥 海 眞 一	社長室長
執 行 役 員	千 葉 久 司	不動産販売事業部長
執 行 役 員	石 見 淳	飲食事業部長兼外食営業部長
執 行 役 員	渡 邊 祐 司	映像事業部長兼映画興行部長
執 行 役 員	饗 場 大	ソリューション事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役	5名	64百万円（うち社外1名3百万円）
監 査 役	7名	20百万円（うち社外5名10百万円）
合 計	12名	84百万円（うち社外6名13百万円）

- (注) 1. 当事業年度末の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名分が含まれているためであります。
2. 取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内、監査役の報酬額は、昭和62年4月10日開催の第70回定時株主総会におきまして月額3百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石川道夫氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は、同法律事務所と顧問契約を締結しております。ただし、その顧問料及び報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

② 当年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主要な活動状況
取 締 役	石 川 道 夫	当年度に開催された15回の取締役会のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	桐 原 典 秀	当年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 当年度に開催された12回の監査役会のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。
監 査 役	国 広 伸 夫	就任以降開催された13回の取締役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 就任以降開催された10回の監査役会のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。
監 査 役	馬 場 清	就任以降開催された13回の取締役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 就任以降開催された10回の監査役会のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。

(注) 書面決議による取締役会はありませんでした。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大有ゼネラル監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施させることが確保できないと判断した時は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク・コンプライアンス体制）

① コンプライアンスの推進

- a 当社グループの役職員一人一人が遵守すべき行動基準を定め、周知する。
- b リスク・コンプライアンス規程を定め、コンプライアンスを最優先の行動規範とすること、法令違反等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を周知し、コンプライアンスを推進する。

② リスク管理

- a 当社グループにおいて発生しうるリスクを洗い出し、これを評価し、個別のリスクカテゴリーごとに主管部署を定める。
- b 各リスク主管部署は、重要なリスクについて、リスクの未然防止策・発生時の対処方法などリスク管理の実効性を高めるための企画・立案を行い、これを規則・マニュアル・ガイドライン等に定め、当社グループ全体におけるリスクを適切に管理する。
- c 各事業部門（連結子会社を含む。）は、各リスク主管部署の定めた規則等に基づきリスクに対応する責任を負い、そのために必要な体制を整備する。

③ 統括的リスク・コンプライアンス組織

- a 当社グループ全体のリスク・コンプライアンスに関する統括責任者としてリスク・コンプライアンス担当役員を選任するとともに、これを補佐するリスク・コンプライアンス統括部署を設置する。また各事業部門（連結子会社を含む。）にリスク・コンプライアンス担当者を設置し、リスク・コンプライアンス統括部署と連携を図り、リスク管理並びにコンプライアンスを推進する。
- b リスク・コンプライアンス担当役員は、通常の報告ラインが機能しない場合に備えて、リスク・コンプライアンス情報に係る内部通報制度を当社グループに整備し、内部通報制度の周知と利用促進を行う。
- c リスク・コンプライアンス担当役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて寄せられたリスク・コンプライアンスに係る事項、リスク・コンプライアンス統括部署が積極的に収集したリスク・コンプライアンスに係る事項、想定外・緊急に発生したリスク・コンプライアンスに係る事項について、社長、常勤監査役に報告の上、リスク主管部署等と連携し適切に対処する。
- d リスク・コンプライアンス担当役員は、有事の際には緊急体制を整備する。

- e リスク・コンプライアンス担当役員を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のリスク・コンプライアンス体制整備の状況を評価するとともに個別事案の検証等を通じて当社グループ全体のリスク・コンプライアンス体制を見直す。

④ 内部監査

- a 内部監査部門は、リスク・コンプライアンス統括部署と連携し、業務プロセス等の監査を通じて、当社グループ全体のリスク・コンプライアンスに係る内部統制が適切に整備・運用されているかどうかを監査する。
- b 内部監査部門は、監査結果を社長、リスク・コンプライアンス担当役員、監査役、リスク主管部署及び被監査部門に報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告に関する各業務の業務フローを文書化する。
- ② 業務フローの中で、虚偽記載や誤りが生じる可能性が高い重要な業務プロセスについては、業務プロセスを見直し、業務プロセスを業務マニュアル等の形に文書化する。
- ③ 業務プロセスの見直しに当たっては、不正や誤りが生じないよう、部門内の第三者がチェックする仕組み等の内部牽制システムを織り込むとともに、IT化を推進する。
- ④ 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が業務マニュアル等に基づき適切に行われているかどうかを監査し、監査結果を社長、監査役、リスク主管部署及び被監査部門に報告する。
- ⑤ 被監査部門を担当する取締役及び執行役員は、内部監査部門の報告を受け、適切な業務改善を行う。

(3) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務分掌、職務権限を定めた規程を整備するとともに、重要な職務執行を行う場合の決裁手続を定め、権限を有する者の決裁を得て実施する体制を整備する。
- ② 当社グループ全体の業績等に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、十分な検討を経て慎重に決定するため、経営会議等の会議体で審議した上で行う。
- ③ 当社グループ全体を対象とした中期経営計画を策定するとともに、それを具体化するために、事業年度ごとの合理的な経営政策と目標値を策定する。
- ④ 事業部門を担当する取締役及び執行役員は、当該事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を整備する。

- ⑤ 当社グループ全体に亘る経営情報システムを整備するなどして、担当取締役及び担当執行役員の職務執行に必要な情報が速やかに伝達される体制を整備する。
- ⑥ 業務の効率化を図るため、重要な業務プロセスを文書化するとともに、業務プロセスのＩＴ化を推進する。

(4) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役、執行役員及び使用人の職務執行に係る重要な文書の作成担当部署、保存担当部署、保存期間、閲覧者等を定めた文書管理規程を制定し、次に掲げる文書を作成又は記録し、保存する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d 計算書類
- e 稟議書
- f その他取締役会が決定する文書

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役、執行役員又は使用人を連結子会社に取締役又は監査役として派遣する。
- ② 事業（連結子会社を含む。）ごとに担当取締役又は担当執行役員を任命し、事業ごとの業務執行体制を構築する。
- ③ 当社グループ全体の合理的な経営政策（内部統制システムの整備を含む。）と目標値を年度政策・予算として策定するとともに、業績、政策進捗、その他重要事項について定期的な報告を求めることで、連結子会社を含む当社グループ全体の管理を行う。
- ④ 連結子会社における経営上の重要事項に関する決裁をする場合は、原則として担当取締役又は担当執行役員、社長、取締役会等の承認取得を要件とする。
- ⑤ 内部監査部門は、当社グループ全体を内部監査の対象とする。
- ⑥ 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 補助使用人

- a 内部監査部門に所属する使用人2名程度に監査役職務の補助使用人を兼務させる。
- b 内部監査部門は、監査役から監査役職務の補助要請があった場合には、当該補助使用人に監査役の職務の補助を行わせ、当該補助使用人は、その結果を監査役会に報告する義務を負う。

② 補助使用人の独立性

補助使用人の評価・異動・懲戒等を行う場合は、事前に監査役会の意見を聞きこれを尊重して行う。なお、補助使用人の監査役補助業務は、取締役からは独立した立場で、監査役の指示のもと行う。

③ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の常勤監査役への報告

- a 報告の対象とする事項は次のとおりとする。
 - ・ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合はその事実
 - ・ 当社グループに関する重要な訴訟事実
 - ・ 重要な開示の内容
 - ・ 内部通報制度による通報の状況とその主な内容
 - ・ 内部監査の結果
- b 常勤監査役への報告の方法は次のとおりとする。
 - ・ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、直ちに、常勤監査役に報告する。
 - ・ リスク・コンプライアンス統括部署は、内部通報窓口への通報の状況その他当社グループのリスク・コンプライアンス活動の状況、重要な訴訟に関する事実、その他重要なリスク等に関する事項を報告する。
 - ・ 内部監査部門は定期的に、内部監査結果を報告する。
- c 監査役又は監査役会への報告は、常勤監査役への報告をもってこれに代えることができる。

④ 監査の実効性の確保

- a 監査役は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人等役職身分を問わず、適時必要な調査・報告等を求めることができる。
- b 連結子会社の取締役、執行役員及び使用人の業務執行状況の監査に資するため、原則として、当社及び連結子会社の稟議書及び決算書を常勤監査役に回議する。
- c 監査役は、経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べるができる。
- d 監査役は、監査報告会を定期的で開催し、社長との意見交換を図る。
- e 監査役は、内部監査部門及び連結子会社監査役との情報交換の場を定期的に確保し、意見交換を図る。

- f 監査役は、職務遂行のために必要な場合は、弁護士・公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
- g 当社は、内部通報制度等を通じて監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員又は使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人等に周知徹底する。
- h 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用として必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(7) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、「東京テアトルグループ行動基準」に反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載し、役職員に対して周知徹底を図る。
- ② 当社は、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、日頃必要な情報を収集するとともに、警察、弁護士等専門機関と連携して、反社会的勢力排除に向けて適切な対応を図る。
- ③ 当社は、総務部をグループ全体の対応総括部署とする。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制の施策に従い、その基本方針に基づき、社内規程の整備やコンプライアンスについての周知徹底等の具体的な取組みを行うとともに、その運用状況について重要な不備がないかモニタリングを行っております。

また、監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席等を通じて、取締役、執行役員及び使用人から業務執行の報告を受けるとともに、適宜意見を述べております。併せて、会計監査人・内部監査室・連結子会社監査役との情報交換の場を定期的に確保し、意見交換を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、下記(2)①記載の当社の事業特性を理解し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を持続的に維持・向上させることができる者でなければならないと考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えております。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付行為について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものや、企業価

値ないし株主共同の利益を著しく損なういわゆる濫用的買収と呼ばれるものも少なくはありません。当社は、このような大規模買付行為がなされる場合は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、創業以来、「お客様の満足を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」ことを基本理念として掲げ、映画興行を中心として堅実な経営をしてまいりました。現在は、映画興行や映画配給を中核とした映像関連事業、焼鳥専門店チェーン「串鳥」を中核とした飲食関連事業及び不動産の販売や賃貸を中核とした不動産関連事業の3つを基幹事業とし、多角的かつ広範囲な事業展開を行っております。当社グループの事業は、長年蓄積された豊かな経験や専門知識、当社が築き上げた信頼とそれに基づく顧客やお取引先等との密接な関係、「お客様の満足を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」という基本理念の下に団結した魅力ある人材、事業の基盤となる保有不動産、長年営んできた映画興行事業や飲食事業等により醸成され広く浸透したブランドイメージ等の経営資源の上に成立しております。とりわけ新宿等に保有する不動産は、当社の基幹事業の重要な経営資源となっており、これらはまさに当社の事業の基盤をなすものであります。そして、これらの経営資源は、それぞれが独立したものではなく、相互に有機的に一体として機能することにより、さらなる価値を生み出してきました。

② 企業価値向上への取組み

当社グループは、中期経営方針「創造と革新」（平成27年度～平成29年度）に基づき、顧客との関係性を深め、顧客の特性や潜在的なニーズを捉えた質の良い商品やサービスを提供するべく事業活動に取り組んでおります。

初年度となる平成27年度は、事業拡大を目指していた映画配給事業・ソリューション事業・不動産販売事業など、固定資産をほとんど所有せず人財を基本とする事業（「ヒューマンリソース型事業」といいます。）が大きく成長いたしました。このヒューマンリソース型事業は、拡大に当たって多額の設備投資資金を要せず、立地が固定されないなど事業環境変化への対応力も備えていることから、今後は特にこの事業領域を当社グループの成長事業領域と位置付け、さらなる成長と収益性の向上を目指すことで、当社グループの成長と安定収益基盤の獲得に繋げてまいります。

③ コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社はコーポレートガバナンスの強化のため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役5名のうち1名を社外取締役に、監査役4名のうち3名を社外監査役にしております。

また、内部統制システムにつきましては、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、グループ全体で、コンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性、

資産の保全を目的とした内部統制の整備に取り組んでおります。具体的には、内部統制委員会を設置し、全社的な内部統制を自己評価し、当社各部及び各子会社の内部統制の整備を支援するとともに、内部監査室を設置し、内部統制の整備状況・運用状況の評価を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成24年5月9日開催の取締役会で決定し、同年6月26日開催の当社第96回定時株主総会で承認を得た「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の3年の有効期限が満了することとなるため、これを一部改定（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）し存続することを決定し、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成27年5月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部改定及び存続に関するお知らせ」をご覧ください。
(http://www.theatres.co.jp/dcms_media/other/20150513_boueisaku.pdf)

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

厳しい経済環境の中、上記(2)②記載の重点方針の取組み、及び上記(2)③記載のコーポレートガバナンスの強化に向けた取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的かつ持続的向上のための具体的取組みです。また、上記(3)記載の取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足するとともに、東京証券取引所の有価証券上場規則第440条に定める買収防衛策の導入に関する遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものであり、さらに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が制定し平成27年6月1日から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

以上のこと等から、当社取締役会は、いずれの取組みも基本方針に沿うものであって、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、当社の企業価値ないし株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目               | 金 額          | 科 目                       | 金 額          |
|-------------------|--------------|---------------------------|--------------|
| (資 産 の 部)         |              | (負 債 の 部)                 |              |
| 流 動 資 産           | 6, 231, 533  | 流 動 負 債                   | 3, 213, 442  |
| 現 金 及 び 預 金       | 1, 767, 964  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 902, 984     |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 485, 265     | 短 期 借 入 金                 | 210, 000     |
| 商 品               | 116, 630     | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 656, 392     |
| 販 売 用 不 動 産       | 1, 560, 768  | リ ー ス 債 務                 | 24, 135      |
| 貯 蔵 品             | 15, 750      | 未 払 金                     | 491, 037     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 62, 829      | 未 払 法 人 税 等               | 90, 608      |
| 買 取 債 権           | 1, 628, 487  | 前 受 金                     | 297, 654     |
| そ の 他             | 962, 683     | 賞 与 引 当 金                 | 152, 630     |
| 貸 倒 引 当 金         | △368, 845    | そ の 他                     | 387, 999     |
| 固 定 資 産           | 18, 018, 802 | 固 定 負 債                   | 7, 132, 452  |
| 有 形 固 定 資 産       | 15, 316, 635 | 社 債                       | 180, 000     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 5, 049, 621  | 長 期 借 入 金                 | 2, 539, 834  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 59, 291      | リ ー ス 債 務                 | 77, 917      |
| 器 具 及 び 備 品       | 185, 414     | 長 期 未 払 金                 | 1, 500       |
| 土 地               | 9, 931, 013  | 預 り 保 証 金                 | 1, 976, 264  |
| リ ー ス 資 産         | 91, 294      | 繰 延 税 金 負 債               | 590, 041     |
| 無 形 固 定 資 産       | 85, 867      | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 850, 717     |
| 借 地 権             | 39, 207      | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 55, 648      |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 42, 141      | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 755, 000     |
| リ ー ス 資 産         | 741          | 資 産 除 去 債 務               | 105, 530     |
| そ の 他             | 3, 776       | 負 債 合 計                   | 10, 345, 895 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 2, 616, 299  | (純 資 産 の 部)               |              |
| 投 資 有 価 証 券       | 1, 873, 470  | 株 主 資 本                   | 11, 960, 845 |
| 長 期 貸 付 金         | 765          | 資 本 金                     | 4, 552, 640  |
| 差 入 保 証 金         | 418, 197     | 資 本 剰 余 金                 | 3, 737, 647  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 118, 379     | 利 益 剰 余 金                 | 3, 907, 862  |
| そ の 他             | 378, 968     | 自 己 株 式                   | △237, 303    |
| 貸 倒 引 当 金         | △173, 482    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 1, 943, 593  |
| 資 産 合 計           | 24, 250, 335 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 205, 683     |
|                   |              | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 1, 737, 910  |
|                   |              | 純 資 産 合 計                 | 13, 904, 439 |
|                   |              | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 24, 250, 335 |

連結損益計算書 (平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目                                                                                                                             |                 | 金 額      |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|------------|
| 売上高<br>売上原価<br>売上総利益<br>販売費及び一般管理費<br>営業利益<br>営業外収益<br>受取利息<br>受取配当金<br>投資有価証券売却益<br>貸倒引当金の戻入<br>その他<br>営業外費用<br>支払関係連費用<br>その他 | 売上高             |          | 16,463,136 |
|                                                                                                                                 | 売上原価            |          | 11,361,105 |
|                                                                                                                                 | 売上総利益           |          | 5,102,030  |
|                                                                                                                                 | 販売費及び一般管理費      |          | 4,663,206  |
|                                                                                                                                 | 営業利益            |          | 438,823    |
|                                                                                                                                 | 営業外収益           |          |            |
|                                                                                                                                 | 受取利息            | 320      |            |
|                                                                                                                                 | 受取配当金           | 64,192   |            |
|                                                                                                                                 | 投資有価証券売却益       | 17,253   |            |
|                                                                                                                                 | 貸倒引当金の戻入        | 1,649    |            |
| 経常利益<br>特別利益<br>固定資産売却益<br>関係会社株式売却益<br>事業分離における移転利益<br>特別損失<br>特別退職金<br>固定資産除却損失<br>減損損失<br>事業所閉鎖損失<br>解約違約金<br>事業所移転費用        | その他             | 20,153   |            |
|                                                                                                                                 |                 | 11,862   | 115,431    |
|                                                                                                                                 | 営業外費用           |          |            |
|                                                                                                                                 | 支払関係連費用         | 49,621   |            |
|                                                                                                                                 | その他             | 1,276    |            |
|                                                                                                                                 |                 | 387      | 51,284     |
|                                                                                                                                 | 経常利益            |          | 502,970    |
|                                                                                                                                 | 特別利益            |          |            |
|                                                                                                                                 | 固定資産売却益         | 8,800    |            |
|                                                                                                                                 | 関係会社株式売却益       | 41,750   |            |
| 税金等調整前当期純利益<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>当期純利益<br>非支配株主に帰属する当期純利益<br>親会社株主に帰属する当期純利益                                           | 事業分離における移転利益    | 155,987  | 206,537    |
|                                                                                                                                 | 特別損失            |          |            |
|                                                                                                                                 | 特別退職金           | 30,509   |            |
|                                                                                                                                 | 固定資産除却損失        | 40,808   |            |
|                                                                                                                                 | 減損損失            | 130,014  |            |
|                                                                                                                                 | 事業所閉鎖損失         | 34,884   |            |
|                                                                                                                                 | 解約違約金           | 21,000   |            |
|                                                                                                                                 | 事業所移転費用         | 77,489   | 334,706    |
|                                                                                                                                 | 税金等調整前当期純利益     |          | 374,801    |
|                                                                                                                                 | 法人税、住民税及び事業税    | 116,400  |            |
| 当期純利益<br>非支配株主に帰属する当期純利益<br>親会社株主に帰属する当期純利益                                                                                     | 法人税等調整額         | △105,547 | 10,852     |
|                                                                                                                                 | 当期純利益           |          | 363,949    |
|                                                                                                                                 | 非支配株主に帰属する当期純利益 |          | -          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                                                                                                                 |                 |          | 363,949    |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

東京テアトル株式会社  
取締役会 御 中

大有ゼネラル監査法人

指 定 社 員 公認会計士 神 山 貞 雄 ⑩  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 新 井 努 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京テアトル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京テアトル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目      |  | 金 額        | 科 目           |  | 金 額        |
|----------|--|------------|---------------|--|------------|
| (資産の部)   |  |            | (負債の部)        |  |            |
| 流動資産     |  | 4,101,128  | 流動負債          |  | 2,350,298  |
| 現金及び預金   |  | 1,053,602  | 買掛金           |  | 637,256    |
| 受取手形     |  | 25,272     | 短期借入金         |  | 160,000    |
| 売掛金      |  | 282,226    | 一年内返済予定の長期借入金 |  | 504,000    |
| 商売用不動産   |  | 98,121     | リース債務         |  | 15,267     |
| 貯蔵品      |  | 1,573,088  | 未払金           |  | 413,803    |
| 前渡金      |  | 2,306      | 未払費用          |  | 64,413     |
| 前払費用     |  | 330,666    | 未払法人税等        |  | 23,468     |
| 未収入金     |  | 61,321     | 設備支払手形        |  | 27,486     |
| 短期貸付金    |  | 181,965    | 前受金           |  | 283,983    |
| 差入保証金    |  | 252,000    | 預り金           |  | 79,473     |
| 繰延税金資産   |  | 62,390     | 預り保証金         |  | 56,836     |
| その他の当金   |  | 30,860     | 賞与引当金         |  | 83,086     |
| 貸倒引当金    |  | 177,365    | その他の他         |  | 1,225      |
|          |  | △ 30,056   | 固定負債          |  | 6,401,703  |
| 固定資産     |  | 17,307,684 | 長期借入金         |  | 2,370,000  |
| 有形固定資産   |  | 13,680,986 | リース債務         |  | 68,920     |
| 建物       |  | 3,783,181  | 預り保証金         |  | 1,950,499  |
| 構築物      |  | 59,194     | 繰延税金負債        |  | 589,640    |
| 機械装置     |  | 59,291     | 再評価に係る繰延税金負債  |  | 850,717    |
| 器具備品     |  | 77,935     | 退職給付引当金       |  | 468,347    |
| 土地       |  | 9,625,392  | 資産除去債務        |  | 103,578    |
| リース資産    |  | 75,992     | 負債合計          |  | 8,752,002  |
| 無形固定資産   |  | 65,731     | (純資産の部)       |  |            |
| 借地権      |  | 34,237     | 株主資本          |  | 10,714,753 |
| ソフトウェア   |  | 28,249     | 資本金           |  | 4,552,640  |
| リース資産    |  | 741        | 資本剰余金         |  | 3,737,647  |
| その他の他    |  | 2,503      | 資本準備金         |  | 3,573,173  |
| 投資その他の資産 |  | 3,560,966  | その他資本剰余金      |  | 164,473    |
| 投資有価証券   |  | 1,869,063  | 利益剰余金         |  | 2,661,770  |
| 関係会社株式   |  | 884,856    | その他利益剰余金      |  | 2,661,770  |
| 出資金      |  | 60         | 固定資産圧縮積立金     |  | 1,079,501  |
| 長期貸付金    |  | 2,562,300  | 繰越利益剰余金       |  | 1,582,268  |
| 長期前払費用   |  | 15,223     | 自己株式          |  | △237,303   |
| 長期未収入金   |  | 162,104    | 評価・換算差額等      |  | 1,942,057  |
| 差入保証金    |  | 192,179    | その他有価証券評価差額金  |  | 204,146    |
| その他の他    |  | 123,421    | 土地再評価差額金      |  | 1,737,910  |
| 貸倒引当金    |  | △2,248,241 | 純資産合計         |  | 12,656,810 |
| 資産合計     |  | 21,408,813 | 負債・純資産合計      |  | 21,408,813 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

損益計算書（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 9,590,023 |
| 売上原価         |         | 8,393,123 |
| 売上総利益        |         | 1,196,899 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 976,147   |
| 営業利益         |         | 220,752   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息・配当金     | 85,627  |           |
| 投資有価証券売却益    | 1,649   |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 16,723  |           |
| その他の営業外収益    | 5,148   | 109,148   |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 46,064  |           |
| 借入関連費用       | 1,276   |           |
| その他の営業外費用    | 6       | 47,347    |
| 経常利益         |         | 282,553   |
| 特別利益         |         |           |
| 関係会社株式売却益    | 26,179  |           |
| 事業分離における移転利益 | 155,987 | 182,166   |
| 特別損失         |         |           |
| 貸倒引当金繰入額     | 145,000 |           |
| 固定資産除却損      | 34,346  |           |
| 減損損失         | 9,001   |           |
| 事業所閉鎖損失      | 31,299  |           |
| 事務所移転費用      | 76,833  | 296,481   |
| 税引前当期純利益     |         | 168,238   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17,918  |           |
| 法人税等調整額      | △43,849 | △25,931   |
| 当期純利益        |         | 194,169   |

独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

東京テアトル株式会社  
取締役会御中

大有ゼネラル監査法人

指定社員 公認会計士 神山 貞雄 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 新井 努 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京テアトル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大有ゼネラル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

|            |        |
|------------|--------|
| 東京テアトル株式会社 | 監査役会   |
| 常勤監査役      | 宮下芳朗 ⑩ |
| 社外監査役      | 桐原典秀 ⑩ |
| 社外監査役      | 国広伸夫 ⑩ |
| 社外監査役      | 馬場清 ⑩  |

以上

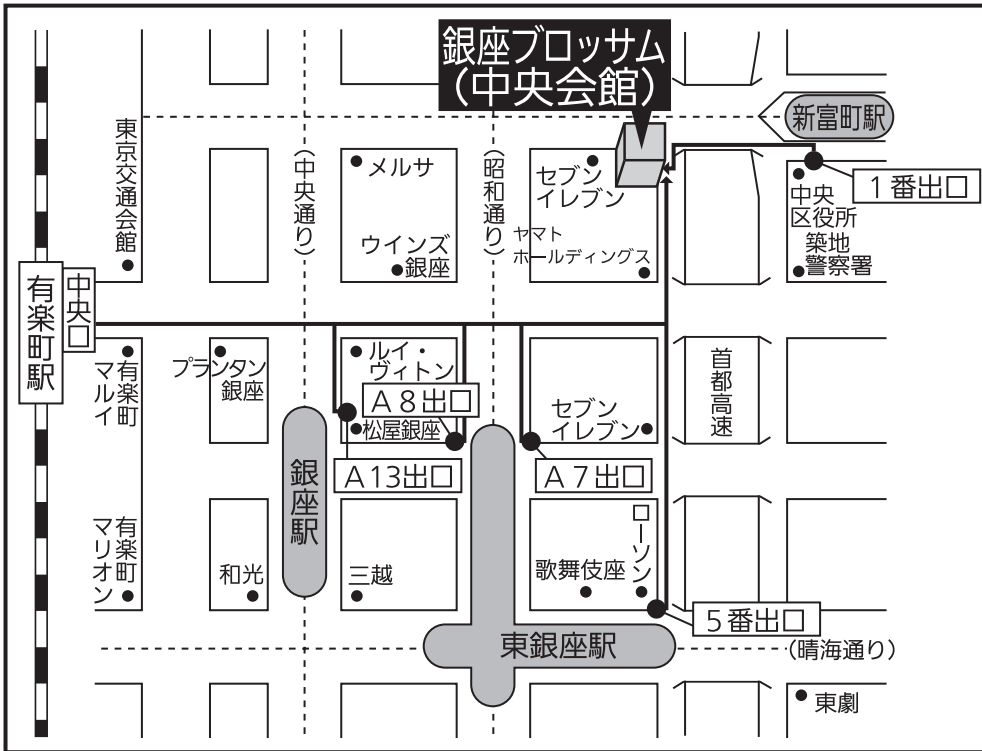
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 第100回定時株主総会会場ご案内図

**場 所** 銀座ブロッサム（中央会館）ホール  
東京都中央区銀座二丁目15番6号  
TEL 03（3542）8585（代表）

**日 時** 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時（午前9時15分受付開始予定）



## 交通機関のご案内

|       |        |      |                  |                    |           |
|-------|--------|------|------------------|--------------------|-----------|
| 東京メトロ | ●有楽町線  | 新富町駅 | <div>1番出口</div>  | より……………            | 徒歩1分      |
|       | ●銀座線   | 銀座駅  | <div>A13出口</div> | より……………            | 徒歩13分     |
|       | ●日比谷線  | 東銀座駅 | <div>5番出口</div>  | より……………            | 徒歩8分      |
| 都営地下鉄 | ●浅草線   | 東銀座駅 | <div>A7出口</div>  | <div>A8出口</div> より | ……………徒歩8分 |
| J     | ●山手線   |      |                  |                    |           |
| R     | ●京浜東北線 | 有楽町駅 | <div>中央口</div>   | より……………            | 徒歩18分     |

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。